

【冷暖房設備の使用料】

施設名	単位	金額
ホール	午前 9 時～正午	施設の使用料（ただし、加算及び減額を行う前の金額）の 3 割に相当する額
	午後（午後 1 時～午後 5 時）	
	夜間（午後 6 時～午後 1 0 時）	
第 1 会議室	1 時間	
第 2 会議室 A	1 時間	
第 2 会議室 B	1 時間	
第 2 会議室 C	1 時間	
第 3 会議室	1 時間	
第 4 会議室	1 時間	
調理室	午前 9 時～正午	
	午後（午後 1 時～午後 5 時）	
	夜間（午後 6 時～午後 1 0 時）	
和室	1 時間	

- 冷暖房設備の使用期間は、次のとおりです。ただし、使用期間は変更する場合があります。
 冷房設備 6 月 1 5 日から 9 月 1 5 日まで
 暖房設備 1 2 月 1 日から 3 月 3 1 日まで
- ホール及び調理室において、会議室使用単位を超えて施設を使用する場合の使用料は、3 0 分（超える時間が 3 0 分未満であるとき又は 3 0 分未満の端数があるときは、これを 3 0 分とみなす。）までごとに、その直前の単位の 3 0 分当たりの額に 2 を乗じた額とする。